

発議第8号

介護保険第10期の改定において利用者負担を増やさないよう求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年12月5日

野田市議会議長 古橋 敏夫 様

提出者 野田市議会議員 小室 美枝子

賛成者 野田市議会議員 星野 幸治

同 長 勝則

介護保険第10期の改定において利用者負担を増やさないよう求める意見書（案）

厚生労働省は10月27日に社会保障審議会介護保険部会を開催し、制度の持続可能性の確保を中心とした議論を展開した。これまでの議論で改定に盛り込もうとしていた被保険者の負担増やサービス縮小となる、利用料2割負担の対象拡大、介護老人保健施設等における多床室の室料負担拡大、ケアプランの利用者負担、要介護1、2の保険給付外しなどを検討項目としている。

令和4年3月の介護保険事業状況報告によれば、1割負担は全体の91.8%、2割負担は4.6%、3割負担は3.6%であり、1割負担の利用者が9割を超えている。もし、利用料2割負担の対象が拡大すれば、利用者に大きな影響が出ることが懸念される。問題点としては、①施設入所及び在宅サービス利用の継続が困難になる。②現時点での負担可能であっても加齢とともにサービスを増やさなければならない場合や、施設に入所することになった場合、将来にわたる利用料負担に強い不安が出てくる。③利用料が2割になった場合、施設を退所できない利用者や、在宅サービスの利用を減らせないという利用者が相当数出てきてしまい、その利用料を捻出するために、本人、家族の生活を切り詰め、顕在化しない困難が広がることは必至である。

また、本年10月から後期高齢者医療保険の2割負担に該当する被保険者の2割負担緩和策が終了し、医療分野においても負担が増加している。昨今の物価高の状況もあり、多くの被保険者は年金からの強制的とも言える保険料特別徴収により、生活困窮につながりかねない。

よって本議会は、政府に対し、利用者に対してこれ以上の負担増を求めるのではなく、介護保険財源の公費負担割合を拡大するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

野田市議会議長

内閣総理大臣 宛て
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長